

萩山口信用金庫「しんきん通帳アプリ口座」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「しんきん通帳アプリ口座」に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

- ①普通預金・無利息型普通預金規定
- ②定期性総合口座取引規定
- ③自由金利型期日指定定期預金規定
- ④自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
- ⑤自由金利型定期預金（大口定期）規定
- ⑥変動金利定期預金規定
- ⑦貯蓄預金規定
- ⑧納税準備預金規定
- ⑨随時型カードローン規定
- ⑩キャッシュカード規定

2. (しんきん通帳アプリ口座)

- (1) しんきん通帳アプリ口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という。）のほか、しんきん通帳アプリ口座を選択できるものとします。
- (3) しんきん通帳アプリ口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) しんきん通帳アプリ口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、しんきん通帳アプリ口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

4. (入出金明細の確認)

(1) しんきん通帳アプリ口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認いただけます。

(2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座からしんきん通帳アプリ口座への切替え)

(1) 有通帳口座からしんきん通帳アプリ口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。

(2) 有通帳口座をしんきん通帳アプリ口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳はしんきん通帳アプリ口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。その時点で通帳に記載されていない入出金明細は、店頭にてご確認ください。

(3) 切替え時点で通帳に記載されていない入出金明細は、通帳に記載いたしません。当該入出金明細は、切替え日の翌々日から、『しんきん通帳アプリ』で確認することができます。なお、切替え前に通帳に記載されている入出金明細については、『しんきん通帳アプリ』での確認はできません。

(4) 有通帳口座からしんきん通帳アプリ口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。

6. (しんきん通帳アプリ口座から有通帳口座への切替え)

(1) 当金庫所定の手続きにより、しんきん通帳アプリ口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。

(2) しんきん通帳アプリ口座を『しんきん通帳アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。

(3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記載しません。

(4) 切替えには、当金庫所定の通帳再発行手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭でしんきん通帳アプリ口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

(1) 店頭におけるしんきん通帳アプリ口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書

替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。

- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続に加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (『しんきん通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 『しんきん通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『しんきん通帳アプリ』にしんきん通帳アプリ口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。
- (2) 『しんきん通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。
- (3) 『しんきん通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。
- (4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (しんきん通帳アプリ口座の解約)

- (1) しんきん通帳アプリ口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) しんきん通帳アプリ口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) しんきん通帳アプリ口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

11. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和3年6月20日現在)